

議案第19号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) 佐倉市立佐倉老幼の館
- (2) 佐倉市立佐倉東学童保育所
- (3) 佐倉市立佐倉学童保育所
- (4) 佐倉市立内郷学童保育所
- (5) 佐倉市立白銀学童保育所
- (6) 佐倉市立佐倉老幼の館学童保育所

2 指定管理者となる団体

東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F

株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年8月28日提出

佐倉市長 西田 三十五